

静岡県告示第522号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年8月29日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	469号	富士宮市精進川字神田 682番から	前	9.2~22.8	405.0
		富士宮市精進川字神田 602番の1まで	後	14.0~32.5	405.0

=====

静岡県告示第523号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年8月29日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	清水富士宮線	富士宮市精進川字神田 679番の1から	前	3.5~3.6	40.0
		富士宮市精進川字神田 682番まで	後	3.6~9.7	40.0